

# 用語解説

【50音順】

## ◆一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、桜川市では、一般会計のみ該当します。

## ◆元利償還金

借入金（地方債）の返済額及びその利子です。

## ◆基準財政需要額算入額

地方公共団体が1年間に標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額です。

## ◆経営健全化基準・経営健全化団体

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。

資金不足比率が経営健全化基準以上の団体は「経営健全化団体」となり、自主的な改善による経営健全化のため、議会の議決を経て、「経営健全化計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

## ◆健全化判断比率

4つの財政指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の総称です。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものさしであるとともに、他団体と比較することで、財政状況を客観的に表すことができます。

## ◆公営企業（会計）

水道事業や下水道事業といった、公共的意味合いの強いサービス分野に関して、民間と同様の独立採算性・企業の経済性を見方を持ちつつ、社会的必要性の観点から、地方公共団体が経営する企業の会計のことです。地方公営企業法を適用しているかどうかで、法適用・法非適用に区分されます。

桜川市では、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計の3つの会計があり、すべて法適用に区分されます。

## ◆公営企業債繰入見込額

特別会計の地方債現在高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額です。

## ◆財政再生基準・財政再生団体

自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。（将来負担比率には、財政再生基準はありません。）

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の団体は、「財政再生団体」となり、議会の議決を経て、「財政再生計画」を策定・公表しなければなりません。

さらに、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

また、「財政再生計画」については、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができなくなります。

## ◆債務負担行為に基づく支出予定額

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、複数年度にまたがる事業の将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束するものを債務負担行為といい、そのうち今後支出することが見込まれる額です。

## ◆資金不足

公営企業の資金収支の累積不足額を表すもので、以下を基本に算定しています。

法適用企業 ……流動負債－流動資産

法非適用企業 ……形式収支－翌年度に繰り越すべき財源

## ◆実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。

## ◆充当可能基金

地方債の償還等に充てることができる基金のうち、現金、預金、国債、地方債の合計額で、貸付金及び不動産等は含まれていません。

## ◆準元利償還金

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還金に準ずるとみなされるものです。

## ◆早期健全化基準・財政健全化団体

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の団体は、「財政健全化団体」となり、自主的な改善による財政健全化のため、議会の議決を経て、「財政健全化計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

## ◆特定財源

使い道が特定されている財源で、市営住宅の家賃収入や都市計画税などがあります。

## ◆標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で収入が見込まれる、地方税、地方交付税をはじめとした一般財源の規模を示す指標です。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに広く利用されます。

(標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)